

糸魚川市から転出される方へ

新しい住所が決まったら、引越する日までに届け出てください。転出証明書を交付します。
※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方には、転出証明書は交付されません。

【転出手続きに必要なもの】

☐印鑑

☐届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

☐委任状(本人または同一世帯員が届け出る場合は不要です)

その他に、下記の表をご確認いただき、必要なものをお持ちください。

担当課		利用している制度等	糸魚川市での手続き
市民課	☐	印鑑登録をされている方	・ 印鑑登録証をお返しください。転出(予定)日以降は登録が抹消されます。
	☐	マイナンバーカードをお持ちの方	・ マイナンバーカードをお持ちいただかなくても、転出手続きはできます。 ・ 転入先の窓口でマイナンバーカードによる転入手続きを、転出予定日から30日以内または転入した日から14日以内に行ってください。期間を経過しますと、マイナンバーカードによる手続きができず、従来どおり転出証明書が必要となります。
	☐	住民基本台帳カードをお持ちの方	・ 有効期限切れの場合は、カードをお返しください。 ・ 有効期限内の場合は、カード持参により転出手続きができます。 ・ 転入先の窓口で住民基本台帳カードによる転入手続きを、転出予定日から30日以内または転入した日から14日以内に行ってください。期間を経過しますと、住民基本台帳カードによる手続きができず、従来どおり転出証明書が必要となります。
	☐	国民年金に加入(第1号被保険者)している方	・ 手続きは必要ありません。ただし、海外転出の方で任意加入される場合は、加入手続きが必要となります。
	☐	年金を受給している方	・ 手続きは必要ありません。ただし、海外転出の方は、年金事務所(国民年金・厚生年金受給者)や共済組合(共済年金受給者)へご相談ください。
	☐	原付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方	・ 廃車手続きが必要です。標識交付証明書、ナンバープレート、印鑑をお持ちの上、手続きをしてください。
	☐	市民税県民税(住民税)が課税されている方	・ すでに課税されている市民税県民税(住民税)については、そのまま糸魚川市にお納めください。
健康増進課	☐	国民健康保険に加入している方	・ 資格確認書をお返しください。転出(予定)日以降、現在お持ちの資格確認書は有効期限内であっても使うことはできません。
	☐	後期高齢者医療に加入している方	・ 国保加入者で70歳以上の方、後期高齢者医療加入者で県外へ転出される方には、「負担区分等証明書」を交付します。
福祉事務所	☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	・ 保険証をお返しください。 ・ 要介護認定を受けている方は、転入先市町村の介護保険担当に、糸魚川市での認定を継続したい旨を申し出てください。
	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・ 身体障害者手帳、療育手帳の手続きは必要ありません。転入先市町村にお問合せください。 ・ 精神障害者保健福祉手帳の方は、福祉事務所までお越しください。
	☐	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)、重度心身障害者医療、障害福祉サービスを利用している方	・ 重度心身障害者医療費助成をご利用の方は、受給者証をお返しください。 ・ 引き続き医療費助成や障害福祉サービス等の利用を希望する場合は、所得課税証明書が必要になる場合がありますので、転入先市町村にお問合せください。

担当課		利用している制度等	糸魚川市での手続き
こども課	☐	子ども医療費受給資格証をお持ちの方	・ 資格喪失届が必要です。受給者証をお持ちの上、手続きをしてください。転出(予定)日の前日で資格がなくなります。
	☐	児童手当を受けている方	・ 児童手当消滅届が必要です。 ・ 振込口座を変更する場合は、変更する口座の通帳をお持ちください。
	☐	ひとり親家庭等医療受給者証をお持ちの方	・ 資格喪失届が必要です。受給者証をお持ちの上、手続きをしてください。
	☐	児童扶養手当制度を利用されている方	・ 変更届が必要です。証書をお持ちの上、手続きをしてください。 ・ 振込口座を変更する場合は、変更する口座の通帳をお持ちください。
こども教育課	☐	小中学生のいる方	・ 学校から在学証明書、教科書給与証明書をお受け取りください。
建設課	☐	公営住宅にお住まいの方	・ 手続きが必要となる場合があります。転出される方および世帯の状況によって手続きが異なりますので、お問合せください。
総務課 能生事務所	☐	ケーブルテレビに加入している方	・ 加入者変更(名義変更または住所変更)、脱退または休止のいずれかの届出が必要です。印鑑をお持ちの上、手続きをしてください。 ※能生地域のケーブルテレビに加入している方は、能生事務所(566-3111)へお問合せください。
環境生活課	☐	し尿のくみ取り手続き	・ 市内の収集業者へ連絡してください。 信越環境サービス 552-0655
ガス水道局	☐	ガス水道の手続き	・ ガス水道・下水道の使用終了の手続きは、ガス水道局へ連絡をしてください。 ガス水道局 552-1540
図書館	☐	利用カードをお持ちの方	・ 利用カードをお返しください ・ 借りている図書などはお返しください。

【その他の手続き】

	項目	連絡先
必要な手続きをご確認ください	☐ 郵便物	・ 郵便局のホームページをご覧ください。最寄りの郵便局へお問合せください。
	☐ 電気	・ 東北電力ホームページをご覧ください。東北電力お客さまセンターへお問合せください。 お客さまセンター(引越し・アンペア変更) 0120-066-774
	☐ 電話	・ 契約している電話会社へお問合せください。
	☐	
	☐	